飯田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

- 1 国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の 軽減判定所得の見直しについて(厚生労働省資料)・・・・・・・・・(P 1)
- 2 刑事施設に収容されている者に対する国民健康保険料(税)の減免に関する標準的な取扱いに ついて (長野県健康福祉部健康増進課 国民健康保険室長通知)・・・・・・(P 2・3)

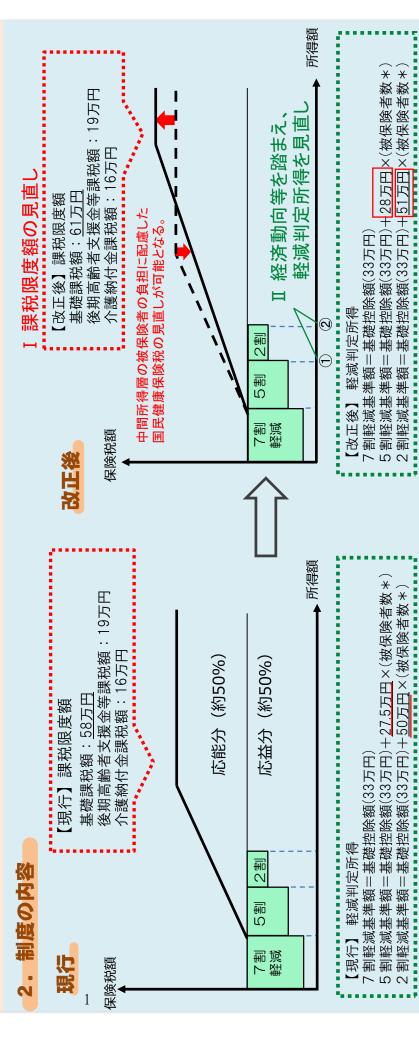
健康福祉部保健課

国民健康保険税の課税限度額の見直し及び低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直

一、大篙の駐票

- 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を61万円 (現行:58万円) に引き上げる。
 - 国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、次のとおりとする。
- 5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を
 - | 28万円| (現行:27.5万円) に引き上げる。
- ② 2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乗ずべき金額を

51万円 (現行 : 50万円) (디引き上げる。



*被保険者数には、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療の被保険者に移行した者を含む。

75

30 健増国第 491 号 平成 31 年(2019 年) 3 月 29 日

市町村国民健康保険主管課長 様

. 長野県健康福祉部健康増進課 国民健康保険室長

刑事施設に収容されている者に対する国民健康保険料(税)の減免に関する 標準的な取扱いについて(通知)

このことについて、平成30年度の実務担当者検討会及び連携会議幹事会における検討の結果、 被収容者に対する国民健康保険料(税)の減免は、被収容者が国民健康保険の保険給付を受けな いという性質上、被保険者の公平性の観点から全市町村で行うこととなりました。つきましては、 別添のとおり標準的な取扱いを定めましたので、事務処理にご配意願います。

なお、本件については県市町村課税制係と協議済みであることを申し添えます。

長野県健康福祉部健康増進課国民健康保険室

室長 蔵之内 充 担当 荒川 真吾・矢崎 耀一

TEL 026-235-7090

FAX 026-235-7485

Mail kokuho@pref.nagano.lg.jp

(別添) 刑事施設に収容されている者に対する国民健康保険料(税)の減免に関する標準的な取扱いに ついて

1 標準的な取扱い

(1)減免の内容

刑事施設の被収容者(※)及び被収容者であった者に対し、申請があった際には国民健康保険料(税)の減免を行う。

※被収容者とは、i)懲役、禁固または拘留の刑の執行のため拘置される者、ii)刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)の規定により、逮捕されたものであって、留置される者、iii)刑事訴訟法の規定により拘留される者、iv)死刑の言渡しを受けて拘置される者及びv)、i) \sim iv)に掲げる者のほか、法令の規定により刑事施設に収容すべきこととされる者及び収容することができることとされる者。

	減免等の取扱い
減免の対象となる保険料(税)	刑事施設等に収監された被保険者に係る保険料(税) ・所得割 ・資産割 ・被保険者均等割 ・世帯別平等割(世帯に当該被保険者以外の被保険者がいない場合に限る。)
減免の割合	本人に係る保険料(税)100%
対象期間	国民健康保険法第59条第1号及び第2号に該当する月から該当しなくなった月の前月まで
減免可否の決定	収容の事実を証明する書類(留置証明書、在所証明書のコピー等)の提出を求め、そ
の方法	の内容に基づき、減免可否を決定する。
減免申請の時期	納期限後の減免申請も差し支えない。
	(本減免は納期限後の減免申請が可能であることを条例・規則等に定めること。)
被収容者の住所	当該被保険者が単身世帯であった場合、刑事施設等の所在地である市町村に住所が
地の取扱いにつ	あることが妥当とされている(国保質疑応答集 P.450)が、刑事施設等の所在地に住民
いて	票を異動することが困難である場合には、住所地市町村(被保険者に対し、国保資格を
	適用している市町村)において減免を行うこととする。
	※被収容者への周知に関しては現状仕組みが設けられておらず、厚生労働省から法
	務省へ協力要請を行っている。今後県としても機会を捉え、要望を行う。